

Ⅶ章 柔道に関する資料

1 柔道における昇段基準

講道館では、柔道の段位認定を行っている。段位は初段からはじまり、二段、三段と続いていく。以下に講道館昇段資格に関する内規を抜粋したものを示す。

▶審議の原則

昇段候補者の審議は、柔道精神の修得、柔道に関する理解、柔道技術体得の程度（技の理論、姿

勢、態度、歩合、巧拙等）及び柔道の普及発展に尽くした功績について評定する。ただし、柔道精神に反する発言、行いがある者は、昇段を認めることができない。

▶最少年齢

昇段最少年齢は次の基準による。

ただし、抜群昇段および特別昇段については、この基準にかかわらず昇段させることができる。

昇段する 段位	初段	二段	三段	四段	五段	六段	七段	八段
昇段できる 最少年齢	満 14 才	—	—	—	満 20 才	満 27 才	満 33 才	満 42 才

▶形の審査

(1) 各段位昇段において審査される形は次表のとおりとする。

(2) 初段、二段、三段、四段、五段及び六段候補者については、講道館又は推薦を行う団体が実施する実技試験において「合否」の評定を受ける。

(3) 七段候補者については、講道館又は推薦を行う団体が実施する実技試験において、「秀」「優」「良」「可」「不可」の評定を受ける。

(4) 八段候補者については、講道館が実施する実技試験において、「秀」「優」「良」「可」「不可」の評定を受ける。

(5) 障がい等の理由で演技ができない者については、可能な範囲で該当の形の知識を審査することができる。

(6) 特例として、身体の事由によって衝撃を受ける技、形が無理な初段、二段及び三段候補者は、柔の形をもって受験することができる。

昇段する段位	審査される形
初段	投の形のうち手技・腰技・足技
二段	投の形（なげのかた）
三段	固の形（かためのかた）
四段	柔の形（じゅうのかた）
五段	極の形（きめのかた）
六段	講道館護身術（こうどうかんどしんじゅつ）
七段	五の形（いつつのかた）
八段	古式の形（こしきのかた）

・初段、二段、三段、四段、及び五段候補者の評定

(1) 初段、二段、三段、四段、及び五段昇段候補者の審議は、「審議の原則」によって検討し、体術体得の程度のうち、歩合と巧拙を試合成績により評価した得点、修行年限及び形の修行状況の関係を示した次表により評定する。

(2) 得点は、講道館、全日本柔道連盟及び講道館段位推薦委託団体が主催又は後援した大会のものに限る。

(3) 試合の得点は次のとおりとする。ただし「不戦勝ち」等、試合が行われなかったものを除く。

- 2階級以上上位段者に対する「勝ち」2.0点
- 1階級上位段者に対する「勝ち」1.5点
- 同段位者に対する「勝ち」1.0点
- 1階級下位段者に対する「勝ち」0.5点
- 2階級下位段者に対する「勝ち」0.3点

- 2階級以上上位段者に対する「引き分け」1.0点
- 1階級上位段者に対する「引き分け」0.75点
- 同段位者に対する「引き分け」0.5点

(4) 全日本柔道選手権大会、世界柔道選手権大会又はオリンピック競技大会柔道競技で3位以上に入賞し、現在の修行状況が優れている者については、「秀」として取り扱う。

(5) 全日本柔道連盟の強化選手に選考された者は、その指定を受けている期間中「優」として取り扱う。

▶試験

原則として「可」の評定の修行年限を満たす初段、二段及び三段候補者については、「初段、二段、三段、四段、及び五段候補者の評定」に規定する試合得点に寄らないで、実技試験を実施して昇段させることができる。

昇段する段位		初段	二段	三段	四段	五段	
評定される形		投の形のうち 手技 腰技 足技	投の形	固の形	柔の形	極の形	
試合成績と修行年限	評定	無段における 得点、年限	初段における 得点、年限	二段における 得点、年限	三段における 得点、年限	四段における 得点、年限	
	秀	大会成績	全日本柔道選手権大会、世界柔道選手権大会 又はオリンピック競技大会柔道競技で3位以上				
		修行年限		半年以上	1年以上	1年以上	1年半以上
	優	大会成績	10点以上（又は全日本柔道連盟の強化選手に選考されていること）				
		修行年限		1年以上	1年半以上	2年以上	2年以上
	良	大会成績	6点以上				
		修行年限	1年以上	1年半以上	2年以上	3年以上	4年以上
	可	大会成績	3点以上				
		修行年限	1年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上

2 全日本柔道連盟への登録

登録は、日本柔道の競技面における統括団体、公益財団法人全日本柔道連盟の一員としての「証」であり、どなたでも登録することができる。柔道を行う上で、大会に参加するためには、全日本柔道連盟への会員登録が必須である。大会前までに手続きを行う必要がある。

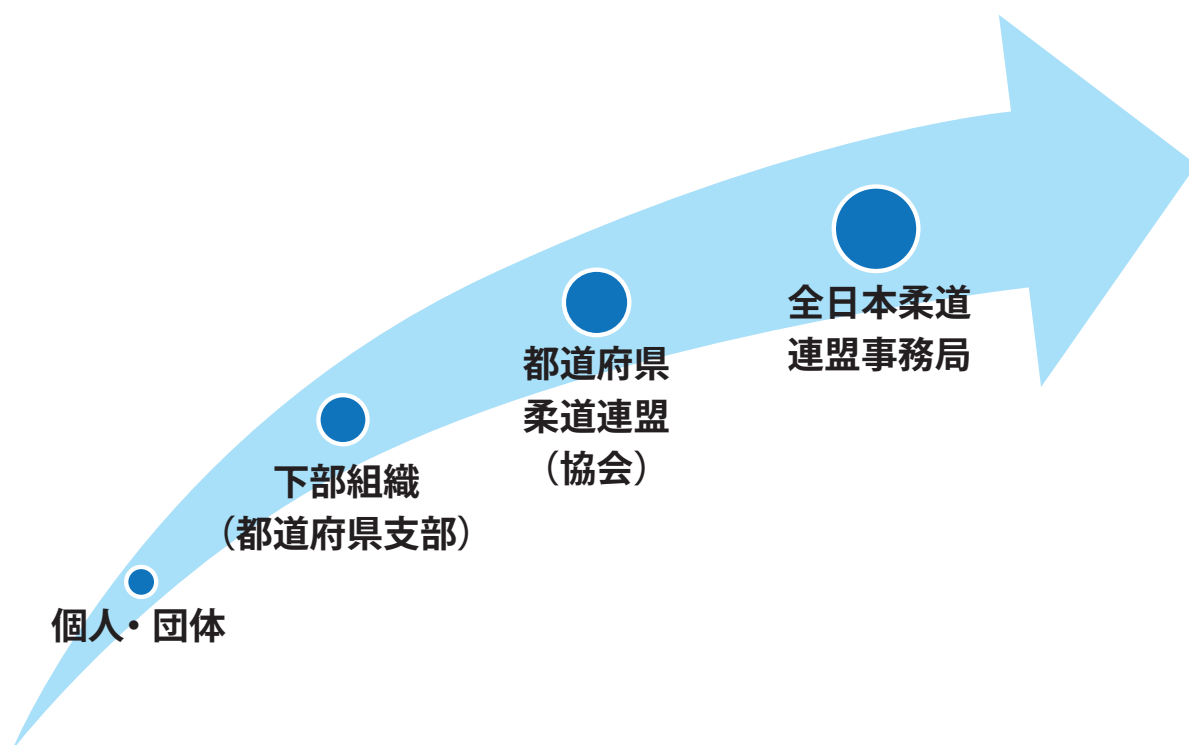
登録する個人または団体は、個人の居住地（団体の場合は所在地）または個人が所属する団体の所在地のいずれかを統括する都道府県柔道連盟（協会）を通して登録する。登録の申請は全日本柔道連盟所定の登録申請書を使用し、原則として、毎年5月末までに手続きをすることになっている。

登録費は登録手続きのおり同時に納入する。期限を過ぎても、年度内であれば追加の手続きは出来る。登録手続きが完了すると、全日本柔道連盟の「登録証」が発行される。登録手続きの事務の流れは次のとおりである。

実際の登録は全日本柔道連盟会員登録システム（web）にて、手続きを行う。

全日本柔道連盟会員登録システムURL

<https://judo-member.jp/>



個人登録					
登録区分	所属可能な年齢 (4月1日時点)	個人登録費			障害保障・見舞金 保険料
		全柔連	各都道府県	各支部・地区	
学校顧問特例資格 (実技を行わない指導者)	年齢不問 指導者資格のない 中高教員に限る	0円	各都道府県 個人登録費	各支部・地区 個人登録費	加入対象外
学校顧問特例資格 (実技を伴う指導者)					500円
役員等	年齢不問	2,600円	各都道府県 個人登録費	各支部・地区 個人登録費	500円
社会人	15歳以上	1,600円			
大学生 専門学校・大学院生を含む	18歳以上	1,300円			
高校生 高専生を含む	15歳以上	1,000円			
中学生	12-14歳	800円			
小学生	6-11歳	500円			
未就学児	5歳以下	0円			

資格登録						
資格種類		資格登録費			賠償責任保険料	
		全柔連	各都道府県	各支部・地区	全員加入	任意加入
指導員	A・B・C準(一般)	1,000円	各都道府県 資格登録費	各支部・地区 資格登録費	全柔連 登録費に含む	加入希望 の場合は 別途支払
	A・B・C準(学生)	在学者(高校・大学・専門学校等)は免除			全柔連 が負担	
審判員	顧問審判員	初年度のみ 20,000円	各都道府県 資格登録費	各支部・地区 資格登録費	審判活動者 は別途加入	設定なし
	Sライセンス	3,000円			全柔連 登録費に含む	
	Aライセンス	2,500円				
	Bライセンス	1,500円				
	Cライセンス	1,000円				
Cライセンス(学生)	在学者(高校・大学・専門学校等)は免除			全柔連 が負担		
形審査員 (投固極柔護五古)		1,000円	各都道府県 資格登録費	各支部・地区 資格登録費	設定なし	